重要事項説明書

1　当事業所は富山県指定の訪問介護施設です

（事業所番号　　1670500873　）
法人名　　株式会社　ＴＳ
法人所在地　　富山県氷見市大浦 10 番地 3
代表者名　　高瀬　雄太
事業所の種類　訪問介護
事業所名　　りあん訪問介護事業所
事業所所在地　富山県氷見市幸町 35-43
事業所管理者　髙橋　由美子

2　事業所の目的及び方針

当事業所は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3　営業日及び営業時間は、次の通りです。

営 業 日　　月曜日から日曜日及び、祝日とする。
営業時間　　午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
定 休 日　　12 月 30 日～1 月 3 日
　　（ただし、事業所が指定する日はこの限りではない。）
ご利用日　　毎週同じ曜日にご利用いただきます。

4　通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、氷見市及び高岡市とします。

5　職員の勤務体制

当事業所では以下の職種の職員を配置しています。

職　　種	当事業所職員	指定基準
①　管理者	1 名（サービス提供責任者と兼務）	1 名
②　サービス提供責任者	1 名（管理者と兼務）	1 名
③　訪問介護職員	3 名	2 名

職務の内容

①　管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、事業所の円滑な運営に努める。また、事業所内外の事務業務を担当する。

② サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所において、利用者・家族・ケアマネージャーの橋渡し役となり、訪問介護計画の作成やヘルパーのシフト管理・指導、自身も現場での介護など、ケアの質を管理する中心的な役割を担います。

③ 訪問介護職員

訪問介護職員は、利用者の自宅を訪問し、利用者一人ひとりに合った「身体介護（入浴介助、排泄介助、食事介助等）」や「生活援助（調理、洗濯、掃除のお手伝い、買い物代行など）」を行い、在宅生活の自立支援を行います。

６　利用料等

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、市町村から発行される介護保険負担割合証に記載された割合分の相当額とします。（料金表は契約時及び料金改正時に別表でお渡しします。）

原則としてお支払いは銀行引き落としとなります。（翌月２２日引き落とし）ただし口座引き落とし手続きが完了していない場合や、口座引き落としを希望されない方は現金にてお支払い下さい。

その他の費用として

（１）おむつ・紙パンツ代等　　実費相当分

（２）通常の事業の実施区域を越えてサービス提供を行う場合は「中山間地域等」として所定の料金に5%の加算させていただきます。

（３）利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道・ガス・電気・電話の費用及び交通費の実費（買い物などの際交通機関を利用した場合）を負担します。

（４）利用者は、サービス利用のキャンセル、変更がある場合には前日までに事業所に申し出てください。但し、当日になっての体調不良などの場合はこの限りではありません。また如何なる場合もキャンセルにともなうキャンセル料などは一切生じないものとします。

７　苦情相談窓口

当事業所に対する苦情等がありましたら、いつでも苦情処理担当までお申しで下さい。

苦情処理受付担当　管理者　髙橋　由美子　　苦情解決責任者　法人代表　高瀬　雄太

受付時間　月曜日から金曜日　午前８時から午後５時　0766-73-2655

苦情の連絡があった場合は、速やかに担当者が訪問をして内容を確認する。

苦情の内容を記録する。（だれが、いつ、どこで、なにを、どのように）

↓

担当ケアマネージャーさんに報告をする。

↓

苦情の内容をスタッフ間で共有し、再発防止に努める。

行政機関その他苦情受け付け機関

氷見市役所福祉介護課	所在地　〒935-8686　氷見市鞍川 1060 番地 電話番号 0766-74-8066　FAX　0766-74-8060 受付時間　（平日のみ）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
高岡市役所長寿福祉課	所在地　〒933-8601　高岡市広小路 7-50 電話番号 0766-20-1372　FAX　0766-20-1364 受付時間　（平日のみ）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
富山県国民健康保険団体連合会 （介護ｻｰﾋﾞｽ苦情専用窓口）	所在地　〒930-8538 富山市下野字豆田 995 番地の 3 電話番号 076-431-9833　FAX　076-431-9850 受付時間　（平日のみ）午前 9 時～午後 5 時
富山県福祉ｻｰﾋﾞｽ運営適正化委員会	**所在地**　〒930-0094 富山市安住町 5 番 21 号 富山県総合福祉会館 2 階 電話番号 076-432-3280　FAX　076-432-6146 受付時間　（平日のみ）午前 9 時～午後 4 時

８　緊急時の対応

訪問介護従業者は、訪問介護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所連携医・ご家族様・担当ケアマネージャーに連絡する等の措置を講じます。また必要に応じ、緊急車輌（１１９）を要請します。

９　非常災害対策

管理者を非常災害対策責任者とし、責任者は非常災害に関する具体的計画を立てるものとする。また 6 ヶ月に 1 度の避難訓練を行い、常に従業者の非常事態の対応意識を高めるようにする。

緊急時の避難場所は、氷見市役所とする。

１０　事故発生時における対応

事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係るケアマネージャー等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、その際に講じた処置の内容を記録しなければならない。

事業者は、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

１１　守秘義務

事業者及び従業者は、サービス提供上知り得た利用者、その家族に関する内容について第三者に漏洩しません。契約終了後も守秘義務は継続します。ただし緊急時の医療機関への連絡等はこの限りではありません。また利用者の心身の向上を図るためにケアマネージャーとの情報交換を行うなどの正当な理由がある場合はこの限りではありません。

１２　提供するサービスの第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施の有無：無し

１３　人権擁護と高齢者虐待の防止・身体拘束等の適正化について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束等の適正化のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（2）虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

（3）従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

（4）事業所は、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

（5）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（6）事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

（7）やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（8）虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

１４　業務継続計画の策定について

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には事業継続が出来るよう対策を講じています。

（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５　ハラスメント対策について

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとします。

（1）当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（2）利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

１６　感染症予防・まん延防止について

事業所において感染症等が発生又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。

（1）従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（2）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（3）事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

（4）事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（5）職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

令和　　年　　月　　日

(利用者)

住　所

氏　名　　印

(利用者ご家族)

住　所

氏　名　　印

法人事業者　株式会社　ＴＳ

住　所　富山県氷見市大浦 10 番地 3

事業所　りあん訪問介護事業所

住　所　富山県氷見市幸町 35-43

管理者　髙橋　由美子　　印

説明者氏名　髙橋　由美子　　印